

災害援護資金借入申込書

被災証明書または罹災証明書の災害名を記入してください。

①被害の種類は、市町村が発行した被災証明書または罹災証明書により確認してください。
「床上浸水」「一部損壊」などで住居の半壊に達しない程度のもので、家財に被害がある場合には「家財の損害」を選択してください。
②世帯主の負傷は、療養期間がおおむね1か月以上ある場合です。
③賃貸住宅でも住居の滅失・流失や半壊・全壊により引き続き居住できない場合は対象となります。

据置期間は、原則として3年です。
次のいずれかに該当する場合は、据置期間を5年にすることもできます。
①当該災害により世帯主が死亡したときまたは世帯主が障害者となったとき
②生活保護を受けている世帯または市町村民税非課税世帯
③当該災害により、住居が全壊・滅失・流失したとき

申込者は、被害を受けた世帯の世帯主です。

上記に記載した月収の合計額

連帯保証人の要件
①能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人以外)であること
②弁済の力を有すること
③原則として、同一の市町村に居住していること(同一の市町村に保証人となるべき方がいない場合はこの限りではない。)
④借入申込者と同一の世帯の方でないこと
⑤災害援護資金の借入申込者ではないこと
⑥すでに災害援護資金の貸付に関し連帯保証人となっていないこと

Form containing applicant information: 被災日時 (45177 12時00分頃), 災害名 (令和5年台風第13号の接近に伴う大雨), 借入申込額 (150万円), 世帯主 (房総太郎), 収入合計 (280000円), 支出合計 (250000円), 負債 (800000円), 連帯保証人 (中央 一郎).

被害の程度に応じた限度額以内の額を記入してください。
住居の被害と家財の被害が重複した場合は、住居の被害の限度額以内の額となります。
※家財の損害(世帯主の負傷なし)の場合は、下表の借入限度額と被害額の合計のいずれか低い方の額が上限です。

Table with 3 columns: 被害の程度, 世帯主の負傷がない場合, 世帯主の負傷がある場合. Rows include 1 家財及び住居に被害がない, 2 家財の損害, 3 住居の半壊, 4 住居の全壊, 5 住居の全体が滅失・流失.

住居を建て直す際の残存部分の取壊し等特別の事情がある場合は、()の額。

月間の支出額

①住宅ローン、自動車ローン、借金などがあれば記入してください。
②金額は、借入申込日現在の残額を記入してください。

従兄弟・会社同僚など

同額となること。

「借入申込額」と同額。

この表は、家財の被害が全体の3分の1以上あるかどうか確認するためのものです。

必ず記入してください。

被害額
①被害により家財を使用できなくなった場合は、現在購入に要する費用と同額を記入してください。
②家財を修理する場合は、その額を記入してください。
③当該家財に被害がない場合は、「0円」と記入してください。

被災時に所持していた家財のうち、どの程度被害が生じたか確認するためのものです。
被害を受けなかった家財についても記入してください。

Table for household damage: 被災時の具体的状況 (床上浸水), 住居の被害 (全壊/半壊), 家財の被害 (家具、家電、食器, etc.), 負債, 全治, カ月.

自家用車、自動二輪車及び住居の修繕に係る費用は、家財の損害に含まれません。

被害額の合計が、現在購入に要する費用の合計の3分の1以上の場合、貸付を受けることができます。

Form for loan application: 上記のとおり災害援護資金を借入れたく申し込みます。 借入申込者 (房総太郎), 住所 (山武市), 連帯保証人 (中央 一郎), 千葉県市町村総合事務組合長 様.

(注) 1 ※印欄に借入申込者及び保証人は、記載しないこと。
2 償還方法の希望欄は該当するものの番号に○印を付すること(5年据置の場合は、政令7条第2項かつこの書の規定により厚生労働大臣が定める場合のみ適用されるので、希望にそえないこともあります)。
3 借入申込額欄は、希望する額を記入すること(貸付額は、政令7条第1項の規定により厚生労働大臣が被害の種類及び程度を勘案して限度額を定めているので、希望にそえないこともあります)。
4 送金希望金融機関は、借入申込者名義の普通預金口座を記載してください。
5 住居の被害額は該当するものの番号に○印を付し、()内にその状況を記載すること。
6 この借入申込書に次の書類を添付すること。
ア 被災地の各市町村の長の発行する罹災(被災)証明書
イ 市町村の長の発行する被災した日の属する年の前年(当該被災が1月から5月までにあつては前々年)の世帯全員の所得証明書
ウ 世帯主の負傷の場合には、療養見込期間及び療養費の概算額を記載した医師の診断書
エ 世帯全員の住民票
オ 保証人の住民票の写し並びに市町村の長の発行する所得証明書、固定資産評価証明書及び源泉徴収票等保証能力を証するに足る書類
7 この借入申込書は、申込者の所属する市町村の長を経由して提出すること。